

平成 30 年 2 月 6 日
有限責任 あずさ監査法人
会計プラクティス部

**実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の
取扱い(案)」に対する意見について**

当監査法人 会計プラクティス部は、平成 29 年 12 月 6 日に公表された実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)に関するコメントを検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

我々は、資金決済法における仮想通貨の会計処理等について、想定する適用企業や論点を限定した上で実務上の取扱いを「当面の取扱い」として早期に明確化しようとする取組みを支持します。これは、平成 28 年に改正された資金決済法において仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査が義務付けられることになったほか、仮想通貨を利用した取引が急速に増加していることから、仮想通貨の会計処理等に関する取扱いが早期に明確化されない場合、会計処理等に関する企業間の乖離が拡大し、財務諸表の比較可能性が損なわれると考えられるためです。

ただし、本公開草案を最終化するにあたり、以下の点について解釈の幅が相当大きくなり、結果として、財務諸表の比較可能性が維持できなくなることを懸念しています。このため、これらの点について一定の明確化を図る方向で検討すべきと考えています。また、本公開草案を最終化した後の中長期的な課題として、幾つかの論点を認識すべきと考えています。詳細については、別紙をご参照ください。

- 活発な市場の判断規準
- 活発な市場価格が存在しない場合の帳簿価額の切下げ処理
- 中長期的な課題
 - 仮想通貨の分裂に関する会計処理の明確化
 - イニシャル・コイン・オファリング (ICO) の規制が整備された後における会計処理の明確化

(別紙)

1. 活発な市場の判断規準

本公開草案第 8 項では、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合、活発な市場が存在するとされています。

本公開草案では、活発な市場が存在するか否かによって異なる会計処理を定めているため、「活発な市場」が存在するか否かの判断規準は極めて重要と考えられます。他方、本公開草案では、個々の仮想通貨の実態に応じて「継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている」か否かの判断を行うとしているものの、詳細(例えば、「継続的に」とはどの程度を指すかや「価格情報」に売買実績のない気配値も含まれるか否か)について明らかにされていません。

仮想通貨は国内外にあるものを合わせると 1,500 を超える種類があるとされており、資金決済法における仮想通貨には様々な種類の仮想通貨が含まれ得ます。この中には、登録された仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨のように活発な市場が存在することが自明なものだけでなく、主に海外で取引されているものを中心として、判断が困難なものも多くあると考えられます。

本公開草案では、その開発にあたっては、国際的な会計基準を参考にした旨が説明されています(第 46 項)。このため、仮想通貨の時価評価の実務を統合的にする観点からは、実務における「活発な市場が存在するか」否かの判断にあたっては、当面、当該定義の開発にあたって参考とした会計基準におけるガイダンス(具体的には、IFRS 第 13 号「公正価値測定」で示されているガイダンス(B37 項、B38 項)等がこれに該当することが想定されます。)を参考にすることが考えられる旨について、結論の背景やコメント対応表等において示すことが有用と考えられます。

2. 活発な市場価格が存在しない場合の帳簿価額の切下げ処理

本公開草案では、活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とするとともに、期末における処分見込価額が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額を当期の損失として処理するとされています(第 6 項)。

上記について、結論の背景において、具体的な処分見込価額の算定にあたっては、期末日における処分を前提として、第三者によりその価値を保証されていること等により資金の回収が確実に見込まれる価値を見積ることが困難な場合にはゼロ又は備忘価額を処分見込価額とすることになると考えられるとされています(第 42 項)。

仮想通貨の保有にあたって、第三者がその価値を保証することは通常想定されないことから、上記記載によると、活発な市場が存在しない仮想通貨の期末評価額は多くの場合ゼロ又は備忘価額となると考えられます(例えば、3 月 30 日に市場を通じて取得した仮想通貨について活発な市場が存在しない場合、期末日である 3 月 31 日にゼロ評価となることが考えられます。)。しかし、活発な市場が存在しない仮想通貨を購入した場合、取得後直ちに損失を認識することは企業の経営成績や財政状態を必ずしも適切に反映することにはならないと考えられます。

このため、本公開草案 第 42 項における上記記載を削除すべきかについて検討を行う必要があると考えます。

3. 中長期的な課題

仮想通貨の会計処理にあたっては、実務上、以下の論点は重要と考えられます。このため、本公開草案の最終化とは切り離れた上で、中長期的な課題としてこれらを認識することを提案します。

(1) 仮想通貨の分裂に関する会計処理の明確化

本公開草案では、資金決済法に規定する仮想通貨の会計処理について広く定めていますが、仮想通貨の分裂に関する会計処理については言及がありません。

仮想通貨は、中央における管理者が不在であるため、コミュニティへの主な参加者(例えば、開発者とマイニング業者の間)において見解の不一致が生じる場合、分裂が生じる可能性は恒常的に存在すると考えられます(例えば、平成 29 年においても、ビットコインからビットコインキャッシュ、ビットコインゴールド、ビットコインダイヤモンドが分裂しています。)

仮想通貨の分裂(分岐)の取扱いについては、所得税法上の取扱いが国税庁より示されていますが、これに関する会計上の取扱い(例えば、分裂後の仮想通貨の取得価額を分裂時点の市場価格を基礎とすべきかや売却損益算定にあたっての簿価通算/簿価分離の考え方等)は明確でなく、当該会計処理が明確でないことにより、実務での考え方が不整合になることが危惧されます。

このため、仮想通貨の分裂に関する会計処理について、中長期的な課題として認識することが望まれます。

(2) ICO の規制が整備された後における会計処理の明確化

本公開草案では、資金決済法に規定するすべての仮想通貨を対象として、主として仮想通貨保有者による会計処理について定められています。

しかし、最近、所謂イニシャル・コイン・オファリング(ICO)と称される手段による資金調達の数が増えてきているとの報道がなされています。ICO においては、トークンの発行(又は販売)を対価として仮想通貨を受領するスキームが一般に行われています。ICO の仕組みによっては、資金決済法や金融商品取引法等の規制の対象となるとされていますが、現状は、ICO の仕組みが十分に整理されていないと考えます。

ICO は多額の資金調達を可能とするスキームであることから、今後、ICO の仕組みが十分に整理されるとともに関連規制が整備され、その取扱いが明確化された場合には、当該スキームを利用して資金調達を行う企業の財務諸表の有用性を確保する観点から、発行者/販売者側の会計処理を明らかにすることが必要と考えています。このため、ICO の発行/販売者の会計処理の明確化を中長期的な課題として認識することが望まれます。

以上